

ワークライフバランス講演会を開催します! ・・・・・・・・

最低賃金が改正されます/全国労働衛生週間のお知らせ・・・・・ 労働相談Q & A······· シニア世代就業相談窓口のご案内・・・ 仕事と生活の両立応援宣言のご案内・・・・ 令和元年度後期技能検定を実施します・・・ 県立産業技術専門校令和2年度入校生募集 · · · · · · 「高校生等企業ガイダンス | 参加企業募集! 「働きやすい職場『ひなたの極』 | 認証制度のご案内・・・・・

2019.9 no.442





ンス講演会を開催します!

今年4月から働き方改革関連法が順次施行されるなど、企業には誰もが働きやすい職場環境づくりが求められています。しかし、実際にどう取り組めばよいかわからない・・・という方も多いことでしょう。本講演会では、そのような方々へのヒントとなるよう、「働きやすい職場『ひな たの極』に認証(※8ページ参照)された企業の代表が、自社での取組についてお伝えします。

テーマ: 「働きやすい職場 「ひなたの極」」 認証企業に聞く!ワーク・ライフ・バランスのすすめ

間回のを紹介「ひなたの極」」認証企業



TNAソリューション デザイン株式会社

代表取締役 竹原英男氏



株式会社 アーム

代表取締役 英一朗氏 日時:令和元年10月16日(水)

13:30~16:15(受付13:00~)

・場 所:宮崎公立大学 交流センター 多目的ホール

• 刘象者: 事業主、人事労務管理担当者、労働組合関係者等

(※定員70名)

• 参加料: 無料

◆お申込み・お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106 / FAX:0985-32-3887

ワークライフバランス講演会

||検索 ||☜

皆さまのご参加をお待ちしております!!

宮崎県最低賃金が時間額790円に改正されます。

宮崎県(地域別)最低賃金は、本年10月4日から「時間額790円」に改正されることになりました。最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。 使用者は、この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

◆お問合せ先◆

宮崎労働局労働基準部賃金室(TEL:0985-38-8836)または最寄りの労働基準監督署まで

全国労働衛生週間のお知らせ

毎年10月1日から10月7日までは、全国労働衛生週間です。

労働者の健康の保持・増進のためには、健康障害の防止や健康診断の結果に基づく措置などのほか、メンタルヘルス対策への取組も重要です。

この全国労働衛生週間を機会に、県内の各事業所においても労働衛生管理活動を積極的に推進し、労働者も職場の健康管理活動の中からご自身の健康状況の把握と改善に努めましょう。

又回=ガシ

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

◆お問合せ先◆ 宮崎労働局労働基準部健康安全課 TEL:0985-38-8835

労働相談会のお知らせ

平日夜間・ 土日もどうぞ!

宮崎県労働委員会では、労働者と使用者との間に生じた<u>職場のトラブルについて、随時、秘密厳守・無料</u>で相談を受け付けています。

次の期間は、<u>平日夜間</u>及び<u>土・日曜日</u>も相談を受け付けています。 パワハラ、賃金未払いなどのトラブルについて、お気軽にご相談ください。



〇日 時:<u>令和元年10月26日(土)~11月1日(金)</u>

平日 8:30~19:00 土・日曜 9:00~17:00

〇相談方法:電話、面談、FAX、インターネット

〇対 象 者:県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者

〇場 所:宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)

相談無料!

匿名OK!

秘密厳守!

働くあんしんサポートダイヤル 0985-26-7538

【宮崎県労働委員会】

宮崎市橘通東1丁目9番10号(県庁3号館6階) FAX:0985-20-2715



宮崎県労働委員会

検索 🗶



中小企業労働相談所に寄せられた相談をもとに、お答えします。

- 令和2年4月1日から、中小企業にも新しい36協定の締結が必要となりますが、特に様式9号の2(特別条項付きの様式)を使っての作成時の留意点を教えて下さい。
 - ※36協定の起算日が令和2年4月1日以降最初に到来 する日から新協定が適用になります。

Α

臨時的に限度時間(月45時間・年360時間)を超えて労働させる場合には、様式第9号の2の協定届の届出が必要です。様式第9の2は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚からなります。ここでは、2枚目の左側の項目について4つの基本的な説明をします。なお、下部の様式例では様式の右側を表示していませんので、右側にある「1日、1箇月、1年」欄は、ここでは説明を省略します。

※1:「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」について、具体的に「どのような」場合を協定するかについては労使当事者が事業または業務の状態等に即して自主的に協議し、可能な限り具体的に定める必要があります。「業務繁忙のため」「業務の都合上必要な場合」など恒常的なものは定めることができません。

※2:「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、限度時間を超えて労働させる場合に取る手続について記入します。労使当事者が合意した内容をあらかじめ定めておき、書面で残しておく必要があります。

※3:「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、様式裏面の記載要領にある番号を選択して記載した上で、その具体的内容を記入します。一つに限定せず、複数組み合わせるとより効果的です。

※4:「協定の当事者の選出方法」については、労働基準法施行規則第6条の2に「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」とされていますので、過半数代表者の選出方法にはご留意下さい。

(注意)下記の様式は「様式9号の2(第16条第1項関係)」の一部(左側)を加工したものです。このまま使用することはできませんのでご注意ください。(「様式9号の2」の右側の「1日、1箇月、1年」欄は表示されていません。)

| | 持間外労働 木 日 労 働 | に関する協定届 | (特別条項) | * | | |
|---|------------------|--------------------|----------------------|---------|--|--|
| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる ※ | る場合 〔1 | 業務の種類 | 労働者数 満18歳 以上の者 | | | |
| | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 ※ | £ 2 | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び 福祉を確保するための措置 ※ | (i | 亥当する番号) | (具体的内容) | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間 | | | | | | |
| 協定の成立年月日 年 月 協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過 | 日の出来を知べる。 | 強士る労働組合)の | 夕称Vけ学働考: | の過光粉を代表 | | |
| 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合 | 合) の選出 | ^{方法(} ※ 4 | 右が又は力関右・ |) | | |

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/日南/都城/延岡) 宮崎県 労働相談窓口 検索 ◆お問合せ先◆宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106



みやざきシニア人材バンクのご案内

長年培った知識や技術等を持ち就業を希望する 55歳以上の高年齢者と、そうした人材を求める企 業とのマッチングを支援するシステムです。

登録求職者、求人の情報がネット上で閲覧でき、気になる人材、求 人にリクエストが可能です。

経験豊富で即戦力となる人材の確保、生涯現役に向けた新たな就 業のため、「みやざきシニア人材バンク」をご活用ください!

URL:https://senior.pref.miyazaki.lg.jp

または「みやざきシニア人材バンク」 検索 🏗

♦お問合せ先◆

みやざきシニア活躍推進協議会 TEL:0985-33-9321 宮崎県雇用労働政策課 労政福祉担当 TEL:0985-26-7106



シニア世代就業相談窓口のご案内

- 「みやざきシニア人材バンクシステム」 を活用したマッチング支援
- ハローワークの求人情報を活用した職業紹介
- シルバー人材センター、各種セミナー等の案内
- 企業に対する、高齢者活用のアドバイスや個別相談
- 事前の予約が必要ですので、下記までご連絡ください。 **※**
- ◆お問合せ先◆ みやざきシニア活躍推進協議会

☎0985-33-9321



仕事と生活の両立応援宣言書

tが払は、従業員が仕事と生活の両立ができるように、 「働きやすい戦場づくり」を目指し、以下の取組を行う ・とを言葉します。

機具同士の相互用解を認め、定数を大切にできる勢 きやすい機場を目指します 小学校数学者の子どもかいる従業具には、希望によ 分類期間間を掲載することができるようにします 子の参加機能を指します。 子の参加を指摘します。

企業・事業所を称 (株) 宮崎瀬州労働政策建造会社 代表委託名 宮崎 花子 (株) 「日本と生活中間上の単独工工業等を19019-1901

宮崎市構造東2丁目10-

& 密梅贝

見本

全層・事業所住所

の両立応援宣

宣言企業・事業所を募集しています!

「仕事と生活の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事 と生活の調和ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言し ていただく制度です。

登録後は宣言書(右見本)を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表 するなど、広くご紹介させていただきます。

下記問い合わせ先にお電話いただければ、職員が訪問、または申込書を郵送いたしま す。県庁ホームページからも申込書がダウンロードできますのでぜひご活用ください。

仕事と生活の両立

検索 **金**

新しい登録企業をご紹介します

◇7月登録◇

- ★九州情報機器コンサル株式会社
- ★株式会社 アンドワーク
- ★社会福祉法人 日章福祉会 日章野菊の里 障害者支援センター
- ★株式会社 アーム ★医療法人社団 栄正 慈英病院

◇8月登録◇

- ★北一株式会社
- ★社会福祉法人 常陽社会福祉事業団
- ★TIS西日本株式会社 宮崎事業所
- ★日本物産情報通信株式会社

◇9月登録◇

★株式会社 山口商会

★株式会社 NewCreate

★株式会社 さきがけ

イーステムコミュニケーションス゛ ★株式会社

宮崎都城コンタクトセンター

★株式会社 D-rect

◆お問合せ・お申込み先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当

TEL: 0985-26-7106 FAX: 0985-32-3887

~ 宮崎労働局からのお知らせ ~

令和元年6月5日時点

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります!

改正ポイントト

施行時期

パワーハラスメント対策の法制化

~労働施策総合推進法の改正~

公布後1年以内の政令で定める日

- ※ パワーハラスメントの措置義務については、中小企 業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、 努力義務となります。
- 中小企業の定義:
- https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html ※ 改正法は令和元年6月5日に公布。
- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります(適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります)。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出 を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)
 - ※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません
- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容 (現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討)
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

職場とはどこまでを 含みますか?

「労働政策審議会建議」においては、 「職場」とは、業務を遂行する場所を 指しますが、通常就業している場所以 外の場所であっても、業務を遂行する 場所については「職場」に含むことを 指針で示すことが適当とされています。

優越的な関係とはどのような 関係を指しますか?

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗 又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行 われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。 ・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による 行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験 を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

お問合せ先

宮崎労働局 雇用環境・均等室 TEL: 0985-38-8821

を行うことが困難であるもの



令和元年度後期技能検定を実施します

◇技能検定とは?

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度で、技能に対する社会一般の 評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されてい ます。

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事名(2級、3級)の合格証書 が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

宮崎県内では、平成30年度までに、延べ42,191名の技能士が誕生しています。

受検申請受付

令和元年10月7日(月)から10月18日(金)まで

2 受検案内交付場所

宮崎県庁雇用労働政策課、宮崎県職業能力開発協会 及び最寄りの市町村役場で交付します。

3 実施日

令和元年12月6日(金)から令和2年2月16日(日) までの間で別途指定します。

4 合格発表日

令和2年3月13日(金)

◆お問合せ先◆

宮崎県職業能力開発協会 TEL:0985-58-1570 宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL:0985-26-7107

◇お知らせ

1 本人確認書類の提出

受検申請時に、本人確認書類(写し)の提出が 必要となります。

<本人確認書類の例>

運転免許証、日本パスポート、健康保険被保険 者証、住民票、生徒手帳、学生証、在留カード、 外国パスポート、個人番号カード等

2 若年者の実技試験受検手数料減免

35歳未満の方が2,3級技能検定実技試験を受 ける際の受検料が一部減額されます。受検申請 の際、上記書類により「実技試験実施日が属する 年度の4月1日において、35歳に達していない」こ とを確認させていただきます。

県立産業技術専門校 令和2年度入校生募集

県立産業技術専門校(西都市)では、令和2年4月からの入校生(2年課程)を募集します。 充実した施設で、ものづくりの心と技を育むことができ、就職率はほぼ100%を誇ります。

募集対象: 高等学校卒業者(予定者)又はこれと

同等以上の学力を有すると認められる者

(令和2年4月1日現在で満18歳以上の者)

募 集 人 員 : 木造建築科、構造物鉄工科、電気設備科、

建築設備科 各6~10名程度

願書受付期間 : 令和元年10月9日(水)~10月25日(金)

: 入校願書、入校志願理由書、調査書、 提出書類等

入校試験手数料2,200円(県の収入証紙)

(既卒者は上記に加え、履歴書、卒業証明書)

選 日 : 令和元年11月1日(金) 考

選考方法:筆記試験(国語、数学)、適性検査、面接

選 考 場 所 : 県立産業技術専門校(西都市)

合格発表: 令和元年11月8日(金)

◆お問合せ先◆

宮崎県立産業技術専門校

TEL:0983-42-6501 FAX:0983-42-6511

HP http://www.miyazaki-sangi.ac.jp

宮崎県立産業技術専門校

検索





県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能(パソコンスキル・介護等)を習得し、早期に就職 するための職業訓練を、民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

1. 受講対象者

ハローワークに求職申込みを行っており、ハローワークから訓練受講のあっせん(受講指示、受講推薦 又は支援指示)を受けられる方

2. 受講料

無料です。(ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受験料等は実費負担)

3. 申込方法

お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ申込手続きをしてください。 宮崎県のホームページや宮崎労働局のホームページにおいて、これから受講可能な職業訓練を掲載して いますのでご覧ください。

4. 訓練科目の概要

| 訓練コース | 期間 | 開講 | 主な訓練内容 | | |
|-----------|---------|----|---------------------------|--|--|
| | | 時期 | | | |
| パソコンの基礎を習 | 約3か月 | 随時 | パソコン操作等の技能、知識の習得等 | | |
| 得できるコース | | | | | |
| 幅広い知識を習得で | 約3~4か月 | 随時 | パソコン+販売、パソコン+簿記 | | |
| きるコース | | | | | |
| 専門的な知識を習得 | 約4~6か月 | 随時 | 医療事務、情報処理技術者養成、Webクリエイター等 | | |
| できるコース | | | | | |
| 宮崎県の地域性に着 | 約3か月 | 随時 | 観光、フードビジネス等 | | |
| 目したコース | | | | | |
| 介護系コース | 3か月•6か月 | 随時 | 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修 | | |
| | | | | | |

詳細については、お近くのハローワークへお尋ねください。

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課 人材育成担当 TEL:0985-26-7107 宮崎県立産業技術専門校 TEL:0983-42-6505

高校2年生が地元企業や産業の魅力を知る機 会の一環として、企業ガイダンスを県内3か所で 開催します。参加を希望される企業の募集を行い ます。



【企業ガイダンスの概要】

県北地区 令和2年1月21日(火)延岡市民体育館 企業数70社 県西地区 令和2年1月31日(金)都城早水体育文化センター 企業数70社 県央地区 令和2年2月7日(金)宮崎市総合体育館 企業数100社

【企業募集の概要】

- ○受付期間 9月30日(月)~10月25日(金)
- ○県庁ホームページにおいて、詳細をご確認の上、お申し込みください。
- ◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課 雇用対策担当 TEL:0985-26-7105



国がバックアップする 退職金制度があること、 ご存知ですか

それが、

兴済制度

ニー・ハウマル ます、特長はこの3つしかも掛金の一部を国が助成します。 1. 国の制度だから安心



2. 社外積立でラクラク管理 社外積立なので手間がかかりません。



3. 掛金は全額非課税で有利 手数料もかかりません。

ートタイマーさんヤ 家族従業員も加入できます。



*他の退職金・企業年金制度等とのボータビリティも可能です。 お聞合せもお気軽に

中退共 (独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

移住支援金対象法人・求人登録のご案内

県では、全国からのUIJターン者に対して、市町村を通じて移住支援金を支給する制度を創設しました。UIJターン者が移住支援金の支給を受けるためには、県が移住支援金の対象としてマッチングサイト(ふるさと宮崎人材バンク)に掲載した求人に就業したことなどの条件があります。

移住支援金の対象となる法人・求人登録申請を下記のとおり受け付けていますので、積極的に登録していただきますようお願いします。

①「移住支援金対象法人に係る登録申請書」の提出

②「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページ において企業情報・求人情報を登録

「移住支援金対象法人に係る登録申請書」に必要 事項を記入し、<u>法人の代表者印を押印</u>の上、<u>下記担</u> 当宛に郵送してください。

「ふるさと宮崎人材バンク」のホームページにおいて、企業情報及び求人情報を登録してください。

(原則として添付資料は不要です。)

「ふるさと宮崎人材バンク」ホームページアドレス

○郵送先

http://back-to-miyazaki.jp

880-8501 (県庁専用・住所省略可) 宮崎県 雇用労働政策課 雇用対策担当 宛

るさと呂崎・小州ハノ

Furusato Miyazaki Jinzai Bank



- ・上記1・2の両方の手続が必要です。
- ・対象法人・求人の要件等の詳細は、県庁ホームページをご確認ください。
- ・「移住支援金対象法人に係る登録申請書」は、県庁ホームページからダウンロードで きます。
- ※「宮崎県 移住支援金対象法人登録」で検索してください。

「働きやすい職場「ひなたの極」」認証制度のご案内

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を認証する制度です。

申請は随時受け付けています。「働きやすい職場『ひなたの極』」企業等を目指してみませんか。 ※26項目からなる審査票の得点が85%以上の場合に取得できます。

認証までの流れ

申請書の提出

必要書類を添付して 雇用労働政策課まで



審査(現地確認)

申請<mark>された内容につい</mark>て 確認を行います



認証書の授与

申請から概ね2か月を目途に 認証します

審查項目(26項目)

働き方(休み方)見直しに関する取組(8項目)

育児・介護休業制度などの整備状況と実績(10項目)

その他(8項目)

認証のメリット

- ・就職説明会、企業ガイダンス等への優先参加、 企業ガイドブックの優先掲載
- ・清掃・警備保障業務への競争入札参加資格名簿登録の 審査における加点
- ・ハローワークにおける求職者への認証企業であること の周知 P R の実施
- ・宮崎県中小企業融資制度での優遇措置 等

◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課 労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

働きやすい職場「ひなたの極」

検索 🛣



【「働きやすい職場 『ひなたの極』」

